

わになって・みんなポカポカ・大鰐町

広報

# おおわに

11月号  
令和6年  
(2024年)  
No.754



## 今月のおもな内容

- ◆ まちの話題 . . . . . 2、3
- ◆ 議会だより . . . . . 4、9
- ◆ まちのお知らせ . . . . . 10、19
- ◆ こちら警察・消防! . . . . . 20、22
- ◆ 月替わりの掲載コーナー . . . . . 23
- ◆ おおわにのかわら版 . . . . . 24、25
- ◆ 弘前大学生コラムコーナーなど . . . . . 26



### 令和6年度青森県健康づくり事業 功労者等表彰を受賞

9月3日（火）に青森県庁で行われた表彰式で、二川原智伊子さんが令和6年度青森県健康づくり事業功労者等表彰を受賞しました。この賞は、地域住民の健康づくりに貢献した個人や団体に贈られるものです。

今回の受賞は、二川原さんが大鰐町食生活改善推進員会会長及び大鰐町健康づくり推進協議会委員として、食生活に関する健康推進など長年にわたる活動が認められたものとなります。

県の表彰式後、大鰐町役場を訪れ、受賞について町長へ報告しました。

### 第21回ちどりあし祭が開催されました

大鰐温泉商店会が主催する第21回ちどりあし祭が9月20日（金）に開催されました。

開催に先立ち、神ひとみ会長が「大鰐温泉商店会一同で、できる限りのおもてなしをします。参加されるみなさまには大いに楽しんでいただきたい。」とあいさつを述べました。

祭りは、町内飲食店20店舗のうち指定された4店舗を制限時間内に全て巡ると、豪華賞品が当たる抽選会に参加できるものとなっており、抽選会場ではクジ引きで一喜一憂したり、一等賞の鐘が鳴り嬉しそうにする様子が見られました。



### 新任保護司が配属

9月1日付けで河南地区保護司会大鰐支部に新任保護司として山内良治さんが委嘱されました。

保護司とは、犯罪や非行を犯した人の立直りを地域で支える民間ボランティアです。

9月24日（火）に山内さんが町長へ新任の挨拶を訪れ、「町民や行政と協力して力を尽くしたい」と語り、町長は「地域の安全・安心のために協力いただきたい」と今後の活躍について期待の言葉を述べられました。

### 令和6年度大鰐町総合防災訓練を実施しました

9月29日（日）に雨池スキーコミュニティセンターで大鰐町総合防災訓練が行われ、大規模地震や大雨による土砂災害を想定したさまざまな訓練を行い、関係機関が対応を確認しました。

訓練では、避難所を想定した会場に役場職員が段ボールベッドを実際に設置し、避難者受け入れの流れを確認する避難所開設訓練を行いました。

また、消防団・東消防署南分署・黒石警察署の協力のもと、初期消火訓練や傷病者の救出訓練などを行ったほか、大鰐町連合婦人会・日赤奉仕団による備蓄食料の調理が行われました。



## 男女共同参画普及啓発講演会を開催しました

10月2日(水)に、男女共同参画普及啓発講演会を大鰐町地域交流センター「鰐 come」で開催しました。

当日は雨が降る中ではありましたが、町内外から多くの参加者の方にお越しいただきました。

この講演会は、津軽圏域8市町村の男女共同参画関係自治体職員と関係団体などで構成する組織が、毎年度持ち回りで事業を開催しているもので、今年度は大鰐町が担当し、開催しました。

講演会は「平安時代の女性の生き方」をテーマに、八戸学院大学短期大学部客員教授、三村三千代さんによる、平安時代の人々の暮らしについて、平安の女性に焦点を当て、人々の関わり合いや歩んできた歴史について講演をしていただきました。

その後、レクリエーションとして「つぼおしとアロマのある暮らし」つかれを癒すセルフケア」をテーマに、(公社)日本アロマ環境協会アロマテラピーアドバイザー、日高佳子さんによる、自身でできる足つぼマッサージの紹介とアロマの香りの効果についてお話ししていただきました。

参加者からは、「平安時代の貴族のくらし・役割等を知ることができました。」「足つぼを実践しながら、足が軽くなるのを感じて良かったです。アロマも暮らしに取り入れたい。」などの感想をいただきました。



## 令和6年度エイジレス章を受章

二川原節子さんが内閣府からエイジレス章を授与され、10月2日(水)に大鰐町役場で伝達式が行われました。この章は、内閣府が提唱するエイジレス・ライフを実践している高齢者に贈られるものです。

今回受章した二川原さんは、長年大鰐町食生活改善推進員として活躍され、現在もさまざまな活動で地域に貢献されています。二川原さんは「今まで一番力を入れてきたのは食生活についての活動で、周囲の仲間にも恵まれ、楽しく活動してきた。これからも、できる限り活動していきたい。」と感想を述べました。

## 大鰐小学校の児童が警察官の仕事を学びました

10月8日(火)に大鰐小学校の3年生53名が大鰐交番を訪問し、警察官の仕事を学ぶ施設見学を行いました。

見学では、取調室など普段は見ることができない交番内部の見学や、鑑識の仕事や鑑識体験、パトカーの乗車体験などが行われました。

鑑識体験で自分の指紋を見た児童からは、「なぜこれで自分の指紋だとわかるのか。」という質問が上がり、警察官が質問に答えていました。また、パトカーの乗車体験では、サイレンの大きな音に児童達はとても驚いていました。



計画の中に、本町の青年や女性たちなど有志が集まったの勉強会のような要素を取り入れるということに関しての考えがあるか伺う。

二点目、学校教育におけるキャリア教育と起業家教育の違いについてと、キャリア教育に起業家精神的な要素を取り入れることに関しての考えを伺う。

## 答

①(町長)

弘前大学協働事業について、町は昨年度、弘前大学と包括連携協定を締結し、今年度は町と弘前大学が協働して大鰐町の未来を創造する「町職員と弘前大学生大鰐未来づくりプロジェクト」を立ち上げた。その内容は、学生と職員が、まち歩きやワークショップを通して、町の現状や課題について協働で学ぶものとなっている。七月には、学生と職員が考えた十年後の大鰐町の未来を、町民や町関係者に対して発表し、意見交換会を実施している。

今後の計画については、十月に開催される弘前大学の学園祭に町のPRブースを出展し、職員と町内商業者、小中高生、そして学生が協働で町特産品を販売することにより、本町の魅力発信及び関係人口の獲得を図ることとしている。

起業家マインドに係る勉強会については、まず、起業家マインドとは、新しい事業分野を切り開くために必要な、発想力や行動力、チャレンジ精神など、スタートアップを起こす際に欠かせない不屈の精神のことを指す。

過去には、大鰐温泉もやし増産推進委員会が、起業を考える方や商工業者に有益となるような勉強会を実施しており、町商工会では、県の専門機関や町の金融機関と合同で、創業や経営改善等の商工に関するセミナーを実施している。

また、現在も、町の資源や特色を活かし、持続可能な地域社会を築くための勉強会を、本町も参画している地域連携DMOで実施しており、町の事業者や町民の方が多く参加している。今後関係機関と連携し、志ある方が安心して起業できるよう支援していく。

## 答

①(教育長)

キャリア教育と起業家教育の違いについて、キャリア教育とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

文部科学省は、キャリア教育として育む主要な能力に、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の四つを挙げている。

一方、起業家教育とは、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら、新しい価値を創造する力など、これからの時代を生きていくために必要な力を育成するものであり、チャレンジ精神、創造性、探究心、更には情報収集・分析力、判断力、実行力、リーダーシップ、コミュニケーション能力の育成を目指すものとされて

いる。育てようとする力は共通している部分が多くみられるが、手法においては起業家教育がより実践的であるといえる。

キャリア教育に起業家精神的な要素を取り入れることに関しての考えについては、起業家教育として行われる活動には、「起業家・経営者など外部講師を招いての講演」「職業調べ・企業活動の学習」「職場体験学習」「生産・販売体験」等が挙げられる。現在、大鰐小・中学校におけるキャリア教育の実践において、既にその要素を取り入れた取り組みが行われている。一例を挙げると、中学校においては、一年生

での町内の店舗や事業所を訪問する「ふるさと体験学習」、二年生での「職場体験学習」、更には昨年度、全校生徒を対象として大鰐町で起業した方を招いて「キャリア講話」を実施した。

また、小学校高学年における東京で自分たちが育てた野菜を販売する「大鰐元気隊キッズ」もその一つ。ただし、これはあくまでキャリア教育の一環として行っているものであり、起業家教育を意識したものではない。そこで今後は、キャリア教育の中に起業家教育の要素を意識し取り入れていくことにより、更に児童生徒達が将来の夢や理想の自分について考え、これからの時代をよりよく生きていくために必要な力を身につけることができると思うので、教育委員会としても具体的に学校へ示していけたらと思う。

## 問

②身近な地域の除草作業は、自立的に、個人として、または、グループなどで取り組んでいる方も多くいる。一方、今まで除草をやっていたが、最近は年をとり困難になってきているという声もよく聞く。そこで、町民の方への緊急の対応等のためにも、除草・除雪対応のできる技能労務職員の現在の人数と今後の採用に関する考え方について伺う。

## 答

②(町長)

本町において、現在、除草・除雪対応のできる技能労務職員はいない。除草業務については、主に町職員が実施し、一部、民間業者へ委託している。また、除雪業務については、主に民間業者等へ委託し実施している。

町では、平成二十年に、「技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針」を策定しており、その中で、技能労務職員については、原則補充せず、民間委託を推進し、総人件費の抑制を図るとしている。よって、これまでも技能労務職員の採用を見送っている状況である。今後も民間委託をうまく活用しながら、住民サービスの充実に努めていく。

- ①あじやら公園ラグビー場整備について
- ②副町長設置について
- ③冬期スキー場集客対策について



藤田 賀津彦 議員

**問**

①前回ラグビー場の利活用について、ラグビー以外に転用できないか質問し、グラウンドの経年劣化など問題があり、新たな利活用方法も含めて検討するという回答を頂いた。

七月のはじめ、弘前のサッカークラブチームが今後の合宿候補地としてラグビー場を視察に訪れたと聞いた。

J1クラブチーム合宿は今後六月から七月、通常四週間前後、選手を応援に来るファンが通常では常時約千名と言われ、商店街を含め大きな経済効果が生まれる。

経年劣化のグラウンド整備には多額の予算が必要になるが、助成金を含め数年間を見越した費用対効果を調査し、新たな利活用を考へては如何か。

**答**

① (町長)

グラウンドの経年劣化の課題から、新たな利活用方法を検討しているところ、去る七月上旬に、Jリーグに加盟するプロサッカークラブ関係者が夏の合宿候補地の一つとして検討するため、あじやら公園ラグビー場の視察に来町された。その際、二年後からの

夏の合宿を希望しており、滞在期間は一月程度、クラブファン及びマスコミ関係者で一日千名程度の来場者など、町全体への経済効果も期待できる内容であった。

しかしながら、グラウンドの状態の悪さについて指摘があり、地盤の凹凸、雑草混じりの芝生、散水設備の未整備など、現状では厳しいとの見解であった。

今後の対応としては、グラウンドを改修する場合の概算費用の算出と併せて、国などの補助金・助成金などの調査、民間資金からの財源確保など、費用対効果を検討し、ラグビー場の適切な運営に努めていく。

**問**

②何度か副町長設置については議会で質問があったことは承知している。

昨年宮下知事が誕生し、県知事が二百年ぶりに交代となった。青森新時代を掲げ、行財政改革を積極的に取り組んでいるが、県の方針に各自自治体に対応できているところ、遅れているところと差がはじめてきている。

町は県との足並みを揃え、町長には今まで以上に町内各種団体や町民と意見交換をする場を増やして頂きたい。その為には町長をサポートする副町長の存在は不可欠に思うので検討して頂きたい。

**答**

② (町長)

私は平成二十二年町長就任以

来、現在四期目、十四年目になる。この間、財政改革の一環として費用を抑えるため、当初は副町長を置かず頑張ってきたところである。まず、財政が一段落しているところで、副町長問題について様々な議員の皆さんにも御相談申し上げたところ、様々な意見が合わずに今まで設置に至っていないという経緯がある。

本来であれば、先ほど藤田議員の質問にあったとおり、県との関係、また国との関係、また、現在行われている様々な行政運営において、少子高齢化対策など、様々な重大な課題が山積している。このためにも補佐する副町長があると、行政運営はさらにスムーズになるものというふうにも思っている。今後も議員の皆様とも相談しながら、広く意見を聴取し、副町長設置については前向きに検討していきたいと思っ

**問**

③近年スキー場集客対策として、土曜日のリフトワンコインや宿泊者ヘリフト一日券付など行っていたが、今シーズンについては集客の目玉となる対策が無いようだ。また二月インカレスキー大会開催は、一般スキー客のコース利用制限も重なり一般来場者減少にも繋がっていくと思う。

そこで、今シーズンのスキー場集客対策はどうなっているのか。また来場者が激減した場合、スキー場委託管理者へ委託補助金は考えられるのか伺

う。

**答**

③ (町長)

スキー場集客対策については、今シーズンも毎週土曜日を「キッズワンコインデー」とする取り組みを実施する予定。また、町民にウインタースポーツを楽しんでもらうため、「大鰐町民優待券」を配布するほか、マスコミによる広告宣伝、ホームページやSNSによる情報発信も予定している。

次に、来場者が激減した場合の補助金の取扱いは、指定管理者との基本協定書及び年度協定書により、天候や自然災害など不測の状況により営業損失が生じた場合のみ、上限額を年額一千万円とし、営業損失額の二分の一に相当する金額を負担している。来年二月から三年連続で全国大会が開催されるが、大会以外にも冬のイベント開催など、スキー場が賑わうための方策について指定管理者と協議を重ね、集客対策に取り組んでいく。

①町の情報発信について



秋田谷 和文 議員

**問**

①現在、町が町民に情報を発信する媒体として、如何なるものを用いているか。全部を提示していただきたい。

また、一つの情報を発信するにしても、媒体の種類や、情報を受け取る側の年齢・生活態様により、町民の知りうる可能性に強弱があることは容易に想像できる。

それ故、町が提示した全部の媒体について、年齢ごとにどの程度の割合の人々に、情報が届くことを想定しているのか。

町民八千三百人を①十八歳以上から三十歳未満②三十歳以上から六十五歳未満③六十五歳以上に年齢区分し、各媒体ごとの想定割合をお示し願いたい。

## 答

①(町長)

現在、町が住民に情報発信する際に活用している媒体は、毎月発行している広報誌のほか、嘱託員を通じて回覧日に配布する印刷物、町ホームページ、令和五年度に運用開始した公式LINE、防災行政無線及びその電話応答サービス、防災あじやらメール並びに母子手帳アプリ等と多岐にわたる。

町では、第六次振興計画の取組として、「誰も置き去りにしないデジタル化の推進」を掲げており、情報が広範な年齢層に届くことを重視している。しかし、議員仰せの媒体ごとの割合については、情報の受け取り方が個人の好みや習慣によって異なること、また、各媒体の利用率や情報の収集方法も日々変化していることから、定量的に想定することが難しい状況にある。大まかな傾向としては、広報誌等の紙媒体は、年配の方々に広く利用さ

れ、一方でLINEは、他のSNSとともに若い世代にとつてのコミュニケーションツールの主流となっている。そして、SNSの普及により、オンライン上で様々な情報にアクセスする機会が増えており、今後、より幅広い年齢層への情報発信が期待される。

また、母子手帳アプリは、妊娠から出産、育児までをサポートし、地域とつながる安心の子育て支援アプリとして運用している。今後も一つの媒体だけに偏らず、多様な情報発信手段を活用することにより、情報を幅広い年齢層に届けることができるよう努めている。

①大鰐町六次産業化・地産地消推進戦略について



前田 一裕 議員

## 問

①一、今年度の六次産業化への取組み状況。

二、加工施設・加工食品等の産地直売所の新たな施設整備の計画は予定されているか。

## 答

①(町長)

一点目、六次産業化の取り組み状況について、農産物の地産地消と市場製品の消費拡大及び産業の活性化を図るため、令和五年度に「大鰐あじや

ら山村活性化対策協議会」を設置し、事業を推進している。これまでの取り組みとして、昨年度はマーケティング分析、新商品開発や販路開拓のための実践研修を行った。今年度は、試作商品の開発、首都圏マルシェでの試験販売、販路拡大のためのインターネットショッピングサイトの立ち上げに係る事業に取り組んでいるところ。これにより、生産・加工・販売について総合的かつ一体的な推進を図り、新たな所得の確保、雇用の創出と地域活性化を目指している。

二点目、加工施設・加工食品等の産地直売所の整備計画については、現在のところ予定していないが、加工及び商品化については、民間の業者、直売所については、地域交流センター「鰐come」や地元商店と連携し、インターネットを活用しながら販売体制を構築していきたいと考えている。

①害獣対策の取り組みについて



三浦 道広 議員

## 問

①昨年度は例年以上に、熊、猿などによる農作物への被害が町内でも散見された。

今年度は、今現在、昨年度程の被害は聞こえてきていないが、これから農作物の収穫期を迎え、被害も例年増し

てくる時期になり、人的被害も懸念される。

そこで、町の害獣対策への取り組みを伺う。

また、度々ニュースでも取り上げられている狩猟免許保有者、いわゆる猟友会の会員の高齢化及び減少対策について町の対応を伺う。

## 答

①(町長)

昨年度は農地でクマの出没が多発し、りんご等の食害が多く発生した。人的被害が発生しなかったことは幸いだったが、本町においては四百五十二万九千円の被害があったところ。

今年度においても、昨年と比較するとまだ少ない状況ではあるが、果樹等の収穫期を迎え、食害の被害が増加しているところである。このような害獣被害への対策として、担い手を失い放任されている果樹園の解消、及び忌避剤などの使用で農地などに近づかせないようにする「被害の防除」、わなの購入や猟友会活動費の補助による「捕獲体制の充実」、狩猟免許の取得費用や各種講習会の受講料補助による「人材の確保と育成」、これらの取り組みを総合的に推進していくことが害獣対策として有効であると考え、重点的に取り組みを行っているところ。

また、これまで被害の少なかったイノシシの通報が増加しているところであり、効果的な防除や捕獲技術の向上について、情報収集を行いながら、対策していきたいと考えている。

次に、狩猟免許保有者の状況だが、町が設置している鳥獣被害対策実施隊の免許保有者は、二十名おり、平均年齢が五六・六歳と高齢化が進んでいるところである。しかし、令和五年度に二名、令和六年度に三名の新規隊員の加入があり、うち一名は二十歳代の若手も含まれている。今後も各種助成事業を継続し、人材の確保と育成の取り組みを推進していく。

- ①罹災者救助費について
- ②公式インスタグラムについて
- ③補助金事業について



高橋 浩二 議員

**問** ①「大鰐町罹災者救助に関する条例」この条例は昭和三十七年から適用され平成三年に改定されているが、救助費が一世帯二万円というのは現代の物価に合わないように感じている。町では今後この条例の見直しなどを考えているのか。町の考えを伺う。

## 答

① (町長)

罹災者救助費は、火災、風水害、地震、山崩れ、崩雪、その他災害に際して、住宅に損害を受けたときに支給している。支給額は、全焼全壊の場合は一世帯二万円、半焼半壊の場合はその半額の一万円としている。

この救助費は、生活再建のための資金ではなく、お見舞金という意図で支給しているので、物価に合わせた改定は考えていない。  
現在、中弘南黒管内の市町村で、条例化して実施しているところは大鰐町のみではあるが、引き続き実施していきたいと考えている。

## 問

②大鰐未来づくりプロジェクトの意見交換会に参加した。中でも「町公式インスタグラムの開設」のプレゼンを聞いたが、すぐにでもやるべき事業だと感じた。情報の拡散にも優れているからだ。

費用もかからない、若い年齢層にも情報が届く、そして拡散されやすい。町をより多くの人に知ってもらい関係人口を増やすためにも、公式インスタグラムも開設すべきと思うが町はどのように考えているか。

## 答

② (町長)

インスタグラムは若者の間で、写真や動画による情報発信に特化したアプリケーションとして流行しており、国内でも広く利用されているSNSとなっている。

確かに、インスタグラムは、視覚的な情報を効果的に発信する手段として魅力的なSNSですが、運用には慎重な見極めが必要だと感じている。

懸念事項として、まず、インスタグラムにおける情報発信は、写真と動画の投稿が中心となるが、イベント参加

者や背景などに個人情報が含まれる可能性があり、注意が必要となる。

また、インスタグラムは、写真や動画の撮影から編集作業までをこなし、情報を迅速に、かつ定期的に配信したり、コメントへの対応をしたりすることが求められる。公的運用である以上、情報の正確性も個人配信以上に求められ、適切な運用ルールの取り決めが重要かと思われる。

これらの点を踏まえつつ、広く情報発信できるインスタグラムの意義を十分に認識しながら、導入について慎重に検討していく。

## 問

③農林業生産資材等物価高騰対策購入支援事業補助金、事業者パワーアップ推進事業補助金、どちらの補助金事業も申請される方が多く早々に予算額に達し受付を終了されていたが、このように需要のある事業は生産者や事業者の所得向上のため今後も継続されるべきと思う。

また継続していくことで利用者に寄り添った内容にバージョンアップされるものと思う。しかし一方では「申請しようと思っただけもう終わっていた」という町民からの声が私のところに多数寄せられている。このような声に配慮するためにも予算増額の余地や利用者さらにさらに寄り添った内容にバージョンアップされるような考えはあるか。

## 答

③ (町長)

農林業生産資材等物価高騰対策

購入支援事業補助金は、物価高騰により影響を受ける農林業者の生産性・商業性の向上を図る目的とし、作業用機械・農薬、肥料等の購入経費の一部を補助するものとなっている。

今年度は、国の物価高騰対応地方創生交付金を活用し、八百四十万円の予算額に対し、八十六件の申請があり、六月中旬に予算額に達したため、募集を締め切っている。

事業者パワーアップ推進事業補助金は、地域経済の活性化を図るため、町内の中小企業者及び小規模事業者が行う取組みに対して、対象経費の一部を支援するもので、四百万円の予算額に対し、二十六件の申請があり、七月中旬に予算額に達したため、こちらも募集を締め切っている。

これらの補助事業は、国県などの事業を活用し、限りある財源の中から当該事業を実施しているため、全ての事業者へ行き渡るものとはならなかった。今後も、有効な支援が出来るよう、ニーズを把握しながら、国県に支援を強く要望し、財源を確保するとともに、事業が継続できるよう努めていく。

- ①異常気象による災害時の町の対応について
- ②インカレの進捗状況について
- ③人口減による各地域の交通手段の町の対応について



中島 英臣 議員

**問** ①今、日本だけでなく世界が温暖化により、あり得ない異常気象による災害が発生している。異常気象による災害が増え、町民の不安は益々増えることになると思う。河川の増水や、土砂災害及び台風による農家の方々の被害が出る可能性もある。そこで、

- ①自助・共助・公助などの役割分担をどのように町民に伝えていくのか。
- ②農家の方々の対応について。
- ③復旧・復興に対するリスクファイナンス、つまり財政的な準備をする必要があるがどのように考えているのか伺う。

**答**

①(町長)

一点目、自助・共助・公助などの役割分担をどのように町民に伝えていくかについて、町では、第六次振興計画の取組として「地域共生社会形成の推進」を掲げており、その中で、自助・共助・公助が適切に作用するように、住民の意識啓発や参加を促進する、としている。

住民に対し、その役割を伝える場となる町総合防災訓練は、住民がお互いに助け合い、自分の身を守るための理解を深める重要な活動の一つとなっている。そのほか、防災マップの配布や、町民に対する防災講話などが、自助・共助・公助の普及啓発にも繋がっている。これらの取組みを通して、今後も地域全体の防災意識の向上に努めていく。

二点目、農家の方々への対応について、県、JA、町農業団体と連携し、気象情報の早期把握や連絡を密にとり、町の防災無線、公式LINEなどを利用し、迅速に情報を伝達できるように体制を整えている。

また、起こりうる様々な自然災害などのリスクに対する自助体制の構築支援として、収入保険、果樹共済、園芸施設共済の掛金の一部を助成し、農業者の負担軽減を行っているところ。

三点目、復旧・復興に対するリスクファイナンスについて、災害等があった時の臨時的な財源として、財政調整基金がある。財政調整基金は、御承知のとおり、予期せぬ事態に対応するために設けられた基金であり、災害時の復旧復興活動等に充てるための財源となっている。

財政調整基金は、令和五年度末で十億円程度積み立てられており、ある程度のリスクに備えることができると思う。この基金を活用することで、災害が発生した際に迅速な復興活動を展開することができる。と考える。

**問**

②次期シーズンインカレが行われることになったが、今現在どのように対応しているのか伺う。

- ①準備室について。
- ②宿泊について。
- ③雪が少ないときの対応について。

**答**

②(町長)

一点目、準備室について、今年度インカレの開催が決定していたことから、本年四月に国民スポーツ大会準備室から全国スキー大会準備室へ名称変更し、様々な準備をしている。

本年五月十三日に第九十八回全日本学生スキー選手権大会大鰐町実行委員会を設立し、大会開催に必要な事案に対応している。また、町実行委員会とは別に町職員で組織する実施本部や、県スキー連盟などの競技団体を含めた競技運営部会を設置し、準備を進めている。

二点目、宿泊について、大会配宿業務の委託業者の公募を行い、八月二十三日に決定したところ。今後、旅館・ホテルなどの宿泊施設に、宿泊受入れに関する調査を実施した上で宿泊要項を作成し、準備を進めていく。

三点目、雪が少ないときの対応について、インカレに関しては、全日本学生スキー連盟などの関係団体と協議しながら、安全面に配慮し、円滑な大会運営に努めていく。また、雪入れ作業については、必要と判断される場合、予算などを議会の皆様にも相談したい

と思う。

**問**

③交通事業者と移動サービス事業者の人件費、整備費、燃料費、車両保険が増え、これを実施する事業者の人たちが逆に維持するのが大変になっている。このような状況の中で今後も地域の足となる移動手段をしっかりと確保できるのか伺う。

**答**

③(町長)

地域における移動手段の確保・維持は、交通分野の課題解決のみにとどまらず、まちづくり、健康、福祉、教育等の様々な分野で大きな影響をもたらすため、地域社会全体の価値を高めることにも直結すると認識している。

本町では平成二十四年度からデマンドバスを導入し、従前の路線バスに代わる新たな交通体系を構築している。登録会員数は千五百二十七名、そのうち、六十五歳以上の高齢者は九百七十名と、町民の足として大きな役割を果たしている。

しかしながら、高野新田線、島田線、駒の台線の三路線を維持するための経費は、働き方改革や原油、物価高の影響を受け年々増加傾向にある。また、隣接自治体を結ぶ弘南バスや弘南鉄道大鰐線に対する運行補助金等についても同様に、財政支出が増加している。

今後も財政負担が懸念される状況ではあるが、利用者の確保・維持に努めながら、公共交通の確保に努めていく。

## 「まるごと大鰐秋の感謝祭」が開催されます！

大鰐ならではのものを“まるごと”集めたイベントが下記のとおり開催されます！おいしいグルメや楽しいステージイベントなどをご用意しておりますので、皆さまぜひお越しください！

●日時 令和6年11月23日（土・祝）、24日（日）  
10時～15時

●ところ 大鰐町地域交流センター「鰐 come」

■お問合せ まるごと大鰐実行委員会（企画観光課内）  
☎55・6561



※写真は昨年開催の様子です。

## 令和6年度青森県ゲートキーパー養成講座《in 大鰐町》が開催されます！

今、悩みを一人で抱え込み、孤独を感じている人が増えています。これを読んでいるあなたも、時には落ち込むことがあるでしょう。また、身近な人や大切な人が落ち込んでいたらとても心配になりますよね。

ゲートキーパーとは、落ち込んでいる人に気づき、声をかけてあげられる人のことです。「あの時、声をかけてあげていれば」、「どうして早く相談してくれなかったんだ」と思わずに済むように、一緒に誰かの「いつもと何かが違う」に気が付き、助けるための一歩を踏み出す方法について学んでみませんか？

○日時 令和6年12月2日（月） 14時～15時30分

○会場 大鰐町地域交流センター「鰐 come」多目的ホール

○内容 青森県 ゲートキーパー養成講座

○講師 相馬 香里（青森県公認心理師・臨床心理士協会事務局長／弘前愛成会病院 公認心理師）

○申込先 <https://forms.gle/Fo3wJEQWYj8gfCe3A>

○参加費 無料



■お問合せ 青森県公認心理師・臨床心理士協会事務局  
jimuj@amorisccp.jp

## 12月1日は世界エイズデー！

### ●保健所ではエイズの相談・検査ができます

世界エイズデーの今年のキャンペーンテーマは「U = U 知ることから、もう一度。12月1日は世界エイズデー。」です。HIV・エイズに関する検査や治療、支援などの正しい知識を得て、HIV検査の受検促進や差別・偏見の解消につなげていきましょう。

エイズはHIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染することでおこる病気です。治療法の進歩により、HIV陽性者は感染の早期把握、治療の早期開始・継続によりエイズの発症を防ぐことができ、感染前と変わらない日常生活を送ることが期待できるようになりました。

まずは検査を受け、感染を早期に発見することが重要です。感染が心配な方は早めに検査を受けましょう。

保健所では、匿名・無料で検査を受けられます。専用電話による予約のほか、インターネットによる検査予約を受け付けています。また、ご希望により性器クラミジア感染症、梅毒の検査も同時に受けられます。

詳しくは電話又は青森県庁ホームページ『相談・検査（青森県 STOP AIDS）』をご覧ください。

### ■お問合せ

弘前保健所エイズ相談専用電話 ☎38・2389

# 国民健康保険・後期高齢者医療保険被保険者の皆様へ マイナ保険証をご利用ください

本年12月2日以降、現行の被保険者証は発行できなくなります。まだマイナンバーカードを申し込んでいない方は、お早目の取得および被保険者証の登録をお願いいたします。

## 1 マイナ保険証を使うメリット

- ① 医療費を20円節約できます。  
紙の保険者証よりも、皆さまの保険税（料）で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。
- ② より良い医療を受けることができます。  
過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。
- ③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払が免除されます。  
限度額適用認定証等の申請をしなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

## 2 登録方法

マイナンバーカードを健康保険者証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

- ① マイナンバーカードを申請
  - 申請方法は選択可能です
    - ・オンライン申請（パソコン・スマートフォンから）
    - ・郵便による申請
    - ・まちなかの証明写真機からの申請
    - ・役場住民生活課窓口
- ② マイナンバーカードを健康保険者証として登録
  - 利用登録の方法
    - ・医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
    - ・「マイナポータル」から行う
    - ・セブン銀行ATMから行う
    - ・役場住民生活課窓口

## 3 よくあるご質問

- ① Q：マイナンバーカードは安全なの？  
A：マイナンバーカードのICチップには保険者証情報や医療情報自体は入っていません。紛失・盗難の場合はいつでも一時利用停止ができます。暗証番号は一定回数間違えると機能がロックされます。不正に情報を読みだそうとするとチップが壊れる仕組みもあります。
- ② Q：マイナンバーカードを健康保険者証として利用するためにはどうしたらいいの？  
A：マイナンバーカードを健康保険者証として利用するためには、ご利用登録が必要です。初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。
- ③ Q：どうやって受付するの？  
A：マイナ受付は顔認証付きカードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くと受付が始まりますので、画面の指示に沿って受付をしてください。

※詳しくは厚生労働省 Web サイトでご確認いただけます。

「マイナンバーカード 保険証利用」で検索

- お問合せ 住民生活課 ☎55・6563（直通）
- ・保険者証利用に関すること：国保年金係
  - ・申請に関すること：戸籍住民係

## 「自己負担額は世帯で合算できます（世帯合算）」

同じ世帯内の国保に加入中の複数の方が同じ月に医療機関を受診したときや、ひとりの方が複数の医療機関を受診したときは、自己負担額は世帯で合算することができ、その合算した負担額が負担限度額を超えた場合、超えた分が高額療養費として支給されます。

◀合算対象のポイント▶

- ・70歳未満の方は、自己負担額（調剤は、処方箋を出した医科、歯科とそれぞれ合算した金額）が21,000円以上のものが合算の対象となります。
- ・70歳以上の方は、自己負担した全金額が合算の対象となります。

## 「70歳以上の外来療養にかかる年間の高額療養費（外来年間合算）」

平成30年度より、基準日（7月31日）時点の所得区分が一般または低所得だった方において、8月1日～翌年7月31日までを一年とし、一年間の外来療養の自己負担額（限度額適用後の金額）の合計が144,000円を超えた場合、超えた金額が外来年間合算高額療養費として支給されます。対象と思われる方には、申請の勧奨を行っています。

## 「入院したときの食事代について（入院時食事療養費）」

入院した場合、診療にかかる費用とは別に、食事代を負担することになります。交付された「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、食事代が下記の負担額になります。また、住民税非課税世帯の方が、医療機関へ1食490円で支払った場合や、91日目以降の入院で90日以内の負担額を支払った場合は、申請することにより差額の返還を受けることができます。申請時には、医療機関から発行された領収書が必要です。

### ◇70歳未満の方の入院時食事療養標準負担額

所得区分	1食あたりの食事代	
ア、イ、ウ、エ (住民税課税世帯)	490円	
オ (住民税非課税世帯)	過去12か月で90日以内の入院	過去12か月で90日を超える入院 <sup>※3</sup>
	230円	180円

### ◇70歳以上の方の入院時食事療養標準負担額

所得区分	1食あたりの食事代	
現役並所得者（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）及び一般 (住民税課税世帯)	490円	
低所得者Ⅱ（住民税非課税世帯）	過去12か月で90日以内の入院	過去12か月で90日を超える入院 <sup>※3</sup>
	230円	180円
低所得者Ⅰ（住民税非課税世帯）	110円	

(※3) 90日を超えて入院した場合、適用を受けるためには、窓口で申請が必要です。また、申請には、入院日数が90日を超えていることが確認できるもの（領収書等）をご持参ください。

## 「医療費と介護保険サービス費の合計が高額となったとき（高額介護合算）」

医療費が高額になった国保世帯に介護保険サービスを利用している方がいる場合、8月1日～翌年7月31日までの一年間でそれぞれの限度額適用後の自己負担額を合算し、基準額を超えた金額が高額介護合算療養費として支給されます。高額介護合算療養費の限度額については、所得区分によって異なるため国保年金係へお問い合わせください。

■お問合せ 住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

## 国民健康保険被保険者のみなさまへ

### 「医療費が高額になったとき（高額療養費）」

ひと月の医療費の自己負担額が高額となり、同じ月内で下記の負担限度額を超えた場合、申請することでその超えた分が高額療養費として支給されます。対象になると思われる方には、申請の勧奨を行っています。医療機関から発行される領収書は申請時に必要ですので保管しておきましょう。（紛失した場合は再発行が必要な場合があります。）

医療費が高額となる時は、「限度額適用認定証<sup>\*1</sup>」又は「限度額認定・標準負担額減額認定証」の申請をして交付された証を医療機関に提示することで、支払額を限度額までとすることができます。医療費が高額になることが事前にわかっているとき（今後入院や手術を予定している等）にかかわらず、急に入院した時等の万が一の備えとして事前に申請しておきましょう。ただし、国民健康保険税を滞納している世帯は、交付できない場合がありますのでご注意ください。

なお、マイナンバーカードを使用して受診すると、窓口での限度額適用認定証等の提示が不要になります。

#### ◇70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

所得区分		3回目まで	4回目以降 <sup>*2</sup>
所得901万円超	ア	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1 %	140,100円
所得600万円超901万円以下	イ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1 %	93,000円
所得210万円超600万円以下	ウ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1 %	44,400円
所得210万円以下（住民税非課税世帯除く）	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円

#### ◇70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額（月額）

所得区分		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	限度額適用 認定証発行 有・無
現役並み所得者	Ⅲ（課税所得690万円以上）	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1 % 〈4回目以降 <sup>*2</sup> ：140,100円〉		無
	Ⅱ（課税所得380万円以上）	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1 % 〈4回目以降 <sup>*2</sup> ：93,000円〉		有
	Ⅰ（課税所得145万円以上）	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1 % 〈4回目以降 <sup>*2</sup> ：44,400円〉		有
一般（課税所得145万円未満等）		18,000円	57,600円 〈4回目以降 <sup>*2</sup> ：44,400円〉	無
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円	有
低所得者Ⅰ		8,000円	15,000円	有

（※1）70歳以上の方の「限度額適用認定証」は、区分によっては発行されない場合がありますので、表をご確認いただくか、国保年金係までお問い合わせください。

（※2）過去12か月以内に同世帯で限度額を超えた高額療養費の支給が、4回以上あった場合に適用される限度額です。

◎所得区分は町民税の申告の額で決まります。令和6年8月～令和7年7月診療分は令和6年度（令和5年分）の所得額で決定されます。

◎入院時の食事代や診断書料など、保険適用外の場合は高額療養費の対象となりません。

◎同じ医療機関でも、医科と歯科、入院と外来は別計算となり、70歳未満の方は保険適用の自己負担額が21,000円を超えたものが合算の対象となります。

◎調剤は、処方箋を出した医科、歯科とそれぞれ合算します。

◎75歳を迎えた月は、国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1になります。

## 後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

### ●歯科健康診査を受診できる医療機関が増えます！

歯科健康診査（歯科健診）は、口腔機能の低下や、誤嚥性肺炎等の予防を図るために実施しているものですので、積極的な受診をお願いします。

令和6年10月より、新たに「ゆみデンタルクリニック」でも受診可能となりました。

#### ▶対象者

大鰐町に住所を有する青森県後期高齢者医療保険に加入している方が対象です。

※ただし、病院等医療機関に6か月以上継続して入院している人、障害者支援施設、養護老人ホーム、特定施設、介護保険施設等に入所又は入居している人は受診できません。

対象者には、オレンジ色の受診券が送付されています。（健康診査受診券に同封されています）

#### ▶歯科健診の内容

問診、歯の状態と歯周病の状態、義歯の状態、咬合の状態、口腔内の衛生状況、口腔（嚥下）機能の状態などを検査します。

#### ▶受診の方法

町内の歯科医院で受診できます。

受診を希望する人は、直接、電話等で歯科医院へ申し込み（予約）してください。

受診の際は、必ず「後期高齢者医療被保険者証」と「令和6年度後期高齢者歯科健康診査受診券」を持参してください。

歯科医院名	住 所	電 話
デンタルクリニックさとう	大鰐字前田33-2	49・1155
成田歯科医院	大鰐字大鰐81-2	48・2907
ゆみデンタルクリニック	蔵館字村岡125-1	40・0365

#### ▶実施期間

受診券到着時から令和7年3月31日まで。

#### ▶歯科健診の料金

年度内1回は無料で受診できます。

※ただし、年度内2回以上の受診、上記以外の検査、治療や指導に要する費用は自己負担となりますので、ご注意ください。

■お問合せ 住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

## 空家等相談会の開催について

大鰐町空家等対策協議会では、町内にある空家等の対策として、次の日程により相談会を開催します。

### ●開催日時

令和6年12月11日（水）13時30分～15時30分

### ●場 所

大鰐町役場 第三会議室

### ●対象者

町内にある空家等の所有者または管理者

### ●相談員

山鹿司法書士事務所 山鹿高紀司法書士

### ●申込方法

令和6年12月6日（金）まで電話にてお申し込みください。

■お問合せ 大鰐町空家等対策協議会（大鰐町建設課内） ☎55・6594（直通）

## 住民生活課（年金）だより

### 国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

日本年金機構から、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛に発送されています。お手元に届きましたら、年末調整や確定申告の際にご利用ください。

送付スケジュールは次の通りです。

発送時期	対象者
令和6年10月下旬から11月上旬	令和6年1月1日から令和6年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
令和7年2月上旬（予定）	令和6年10月1日から令和6年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（上記の対象者は除きます。）

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは令和6年1月1日から令和6年12月31日に納められた保険料の全額です。対象期間中のお支払いであれば、過年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。

なお、ご家族の負担すべき分を支払っている場合は、ご自身の分に加えその保険料についても控除が受けられます。

また、日本年金機構ホームページにおいて「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくあるご質問（Q&A）等について掲載されていますのでぜひご覧ください。また、同ホームページに、お問い合わせに対してチャットの形式で自動的に応答するチャットボット（控除証明書相談チャット）が開設されていますのでぜひご利用ください。

ホームページ 日本年金機構 (<https://www.nenkin.go.jp/>)

相談ダイヤル 年金ダイヤル (☎0570・003・004)

■お問合せ 住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

日本年金機構 弘前年金事務所

〒036・8538 弘前市大字外崎五丁目2番地6 ☎27・1339

## 大鰐町の「省エネ」「働き方改革」に向けた取り組み

これまで職員の執務時の服装については、暑さによる業務効率の低下を防ぐことを目的として、5月から10月までの期間に限り、軽装（クールビズ）での執務を奨励してきました。

今回、「省エネ」「働き方改革」の観点から、新たに基準を定めた上で、職員各自の判断により気候や室温の変化に応じて快適に執務できる服装を選択できるよう、取扱いを見直すこととしました。

令和7年4月1日（火）からの本格運用に向け、令和6年11月1日（金）から令和7年3月31日（月）までを当該取扱いの試行期間としています。これに伴い、令和7年2月28日（金）まで庁舎正面玄関にアンケートを設置していますので、御意見・御提案がございましたらアンケートの記入をお願いします。

### ●服装の基準

- ・執務時の服装については、各自の判断によりノーネクタイ等、体温調整しやすく働きやすい服装で勤務することを奨励する。ただし、町民や来庁者に不快感、不信感を与えず、かつ公務員としての品位を保ち、清潔感と節度ある服装を心がけること。
- ・公式行事や外部機関主催の会議等、社会通念上必要とされる場合においては、ネクタイやジャケットの着用など相応なフォーマルな服装とすること。

■お問合せ 総務課人事行政係 ☎48・2111

## 大鰐町の町民一人当たりの決算について

広報10月号で令和5年度の決算について掲載しましたが、町の財政状況をよりわかりやすくお知らせするため、町民一人当たりの決算を公表します。

令和5年度の決算額を令和6年3月末の人口(8,411人)で割ったもの、令和4年度の決算額を令和5年3月末の人口(8,609人)で割ったものです。

注：単位は全て円単位です。

### 1. 一般会計の歳入

町の権限で収入できるもの(自主財源)とできないもの(依存財源)に区分しております。地方交付税が最も大きく、町民一人当たり385,873円となっております。歳入合計は777,261円となっております。

区 分		R5年度	R4年度
自主財源	町税	77,243	74,808
	分担金負担金	4,118	948
	使用料手数料	2,703	2,804
	財産収入	2,341	1,247
	寄附金	2,494	2,119
	繰入金	15,479	104,245
	繰越金	12,297	1,815
	諸収入	5,973	5,460
依存財源	地方譲与税	8,609	8,363
	地方消費税交付金等	26,225	25,901
	地方特例交付金	487	504
	地方交付税	385,873	378,918
	国庫支出金	107,521	107,246
	県支出金	49,062	53,374
町債	76,836	99,760	
<b>歳入合計</b>		<b>777,261</b>	<b>867,512</b>

### 2. 一般会計の歳出(性質別)

支出を性質別に区分したもので、支出が義務付けられる経費(義務的経費)、公共施設等の建設や災害復旧に係る経費(投資的経費)、その他の経費に区分しております。歳出合計は735,333円となっております。

区 分		R5年度	R4年度
義務的経費	人件費	89,753	86,601
	扶助費	100,038	91,058
	公債費	71,018	167,693
投資的経費	普通建設事業費	126,954	121,666
	災害復旧事業費	7,831	6,384
その他の経費	物件費	93,491	95,124
	維持補修費	19,855	27,574
	補助費等	117,605	124,377
	積立金	12,180	17,322
	投資・出資金	828	296
	貸付金	155	221
繰出金	95,625	93,881	
<b>歳出合計</b>		<b>735,333</b>	<b>832,197</b>

### 3. 一般会計の歳出(目的別)

支出を目的別に区分したものです。

区 分	R5年度	R4年度
議会費	7,479	7,182
総務費	91,990	95,889
民生費	200,195	174,506
衛生費	100,019	116,342
労働費	423	392
農林水産業費	25,532	23,540
商工費	25,575	38,672
土木費	83,039	93,416
消防費	33,092	30,601
教育費	73,539	39,939
災害復旧費	7,831	6,384
公債費	71,018	167,694
諸支出金	15,601	37,640
<b>歳出合計</b>	<b>735,333</b>	<b>832,197</b>

### 4. 基金残高

一般会計の基金、特別会計の基金、定額の資金を運用する基金に区分しております。町全体の基金(貯金)残高は、町民一人当たり322,129円となっております。

区 分		R5年度	R4年度
一般会計	財政調整基金	120,476	117,701
	減債基金	26,293	675
	その他特定目的基金	117,222	119,268
特別会計	国民健康保険財政調整基金	24,511	19,492
	介護保険財政調整基金	15,601	13,910
	温泉事業財政調整基金	1,491	1,769
	簡易水道事業財政調整基金	1,336	1,663
定額運用	土地開発基金	2,001	1,955
	奨学基金	13,198	12,610
<b>基金合計</b>		<b>322,129</b>	<b>289,043</b>

### 5. 地方債残高

町全体の地方債(借金)残高は、町民一人当たり1,182,372円となっております。

区 分	R5年度	R4年度
一般会計	878,865	848,657
温泉事業特別会計	248	377
簡易水道事業特別会計	1,308	476
公共下水道事業特別会計	299,285	308,800
診療所事業会計	2,666	3,202
<b>地方債合計</b>	<b>1,182,372</b>	<b>1,161,512</b>

## 「税を考える週間」

毎年11月11日から17日は「税を考える週間」です。

この期間中は、皆さんに税の仕組みや役割など、税に対する理解を深めていただくため、国税庁、総務省、都道府県や市町村が協力して広報活動を行います。

私たちの生活に欠かすことのできない道路、上下水道などのインフラ整備、警察・消防、教育、社会保障などの公共サービスを提供するためには費用がかかります。このようなサービスの費用を広く公平に負担していただいているのが「税」です。

### 「大鰐町が課税している税」

#### ●個人町民税

1月1日に大鰐町に住所を有する個人が納める税金です。

均等の額によって負担する「均等割」と、前年の所得金額に応じて負担する「所得割」があり、個人県民税と合算して町が徴収します。

#### ●法人町民税

大鰐町に事務所又は事業所を有する法人が納める税金です。

資本金等の額と従業員の数に応じて負担する「均等割」と、法人税額に応じて負担する「法人税割」があります。

#### ●固定資産税

毎年1月1日に固定資産（土地、家屋、償却資産）を所有する方が、固定資産の価格をもとに納める税金です。

#### ●国民健康保険税

国民健康保険被保険者である世帯主が、世帯の所得や被保険者の人数に応じて納める税金です。国民健康保険事業費納付金の納付などに要する費用に充てています。

#### ●軽自動車税（環境性能割）

新車・中古車を問わず、三輪以上の軽自動車を取得した方が取得価格や環境性能に応じて納める税金です。

当分の間、町に代わり県が賦課徴収を行います。

#### ●軽自動車税（種別割）

毎年4月1日に軽自動車などを所有している方が、総排気量などに応じて納める税金です。

#### ●入湯税

鉱泉浴場における入湯客が納める税金です。浴場が入湯客から徴収し、町に納付します。環境衛生施設などの整備や観光の振興に要する費用に充てています。

#### ●町たばこ税

製造たばこの卸売販売業者（日本たばこ産業株式会社など）が、町内の製造たばこ小売販売業者に売り渡した製造たばこの本数に応じて納める税金です。

町内の小売業者へ売り渡した本数に応じて、町に納められます。

大鰐町たばこ販売協議会の会員の店舗でたばこを購入していただくと、ライターをサービスしています。

サービスライターは、次の販売店で取り扱っています。

（各店舗200本限定です。）

eLマーク



付き納付書なら、  
**地方税お支払サイト**や  
**スマホ決済アプリ**から  
地方税を簡単・便利に納付できます！

- スマホやパソコンでも納付できます。
- 24時間365日納付できます。
- 地方税お支払サイトでは多様な納付方法が選べます。
  - ・クレジットカード
  - ・インターネットバンキング
  - ・ダイレクト納付（口座振替）※事前にeLTAXの利用者登録／口座情報登録が必要です。
- スマホ決済アプリからも納付できます。
  - ※お支払サイトではなく各社のアプリを利用した納付です。

納付方法や対応するスマホ決済アプリなどについては  
地方税お支払サイトをご覧ください。

▶ <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

地方税お支払サイト



- ・油川商店（大鰐）
- ・ウエダ調剤薬局（大鰐）
- ・幸山商店（駒ノ台）
- ・竹内酒店（唐牛）
- ・地酒の駅そうま屋米酒店（大鰐）
- ・虎屋（蔵館）
- ・西沢酒米店（蔵館）
- ・蛭田商店（三ツ目内）
- ・三上商店（唐牛）
- ・山久酒店（高野新田）
- ・山崎みやげ店（大鰐）
- ・山本酒仕出し店（大鰐）

#### ■お問合せ

税務課 ☎55・6562（直通）

常時、納税相談を受け付けております。

# 地域包括支援だより

# 高齢者虐待を防ぐために

65歳以上の高齢者を世話する家族や親族、同居人などの養護者による高齢者虐待にはさまざまな行為があります。高齢者虐待防止法では、虐待を「身体的虐待」「介護や世話の放棄・放任（ネグレクト）」「心理的虐待」「経済的虐待」「性的虐待」の5つに分けて定義しています。

体はもちろん、心を傷つけること、世話をしないことも虐待にあたります。虐待は、どの家庭でも起こる可能性があり、虐待をしている・されているという自覚がないこともあります。どのような行為が虐待とされるのか、一部をご紹介します。

## 高齢者虐待の一例

### 身体的虐待

- ・叩く、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる。無理やり食事を口に入れる。
- ・意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する。外から鍵をかけて閉じ込める。

### 介護や世話の放棄・放任（ネグレクト）

- ・皮膚や衣類、おむつが汚れている状態を日常的に放置する。食事をあたえない。冷暖房を使わせない。
- ・必要な治療や受診の対応をしない。家族の虐待行為を見て見ぬふりをする。

### 心理的虐待

- ・怒鳴る。ののしる。排泄等の失敗をあざ笑い、人前で話して恥をかかせる。
- ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。面会者が来ても合わせないなど、外部との連絡を遮断する。

### 経済的虐待

- ・必要な金銭を渡さない。年金や預貯金を本人の意思や利益に反して使用する。

### 性的虐待

- ・排泄を失敗した罰として下半身を裸にして放置する。排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり下着のまま放置する。

※「虐待かもしれない…」と思うことがあれば、早めの相談をお願いします。確信が持てなくとも、まずは、下記のお問い合わせ先にご相談ください。相談者に関する情報は保護されますのでご安心ください。（高齢者虐待防止法第8条）



## 介護に悩んだらご相談ください

虐待の背景には、家族の介護疲れや生活苦、高齢者の認知症発症などがあります。介護について相談できず1人で抱え込み、介護しているつもりが気付かないうちに虐待に繋がっていることもあるため、悩みがあれば周りに相談してみましょう。相談する人がいない、相談する場所が分からないという場合は、下記へご連絡ください。

■お問合せ 保健福祉課地域包括支援係 ☎55・6569



## 収入保険

始めよう！  
青色申告



### 青色申告1年目から加入可能に

収入保険は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少や価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。青色申告を行っている農業者が加入することができます。

これまで、収入保険に加入するためには、2年以上の青色申告の実績が必要でしたが、制度改正により1年分の青色申告実績で加入できるようになりました。青色申告の実績期間が短縮されたことで、令和7年から青色申告をされる方であれば、令和8年1月から収入保険に加入することができます。

近年多発している自然災害や価格低下などのリスクに備えるために、青色申告を行い、収入保険に加入しましょう！

【令和8年に青色申告1年分のみで新規加入する「個人農業者」の場合のスケジュール】



■お問合せ・申込先  
青森県農業共済組合ひろさき支所  
☎28・5700

## 手作りミニクリスマスツリー —参加者募集—

津軽広域連合では、冬休みに小学生のみなさんを対象に体験教室を開催します。ご応募お待ちしております！

【開催日時】 12月24日（火）14時から15時30分

【開催場所】 ヒロロ3階 多世代交流室2（現地集合・解散）

【体験内容】 手作りミニクリスマスツリー

【講師】 Cient Fiori 藤田久美子さん

【参加費】 1人 1,500円

【参加対象】 弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村にお住まいの小学生（小学3年生以下は保護者同伴での参加をお願いします。）

【募集人数】 18人

【応募方法】 「はがき」または「電子メール」に、①郵便番号・住所、②参加者氏名（ふりがな）、③学年・年齢、④保護者氏名（ふりがな）、⑤電話番号、⑥パーツの色（赤か白どちらか）を記入してお申込みください。

【申込期限】 12月5日（木）当日消印有効

\*1回の応募で2人まで申込みできます。①から⑥をそれぞれ明記ください。

\*応募者多数の場合は抽選を行い、結果を12月12日（木）に通知します。

### ■お問合せ・申込先

〒036・8003 弘前市大字駅前町9番地20 ヒロロ3階

津軽広域連合 手作りミニクリスマスツリー係 ☎31・1201

E-mail rengou@tsugarukoiki.jp

ホームページ <http://tsugarukoiki.jp>

## 第一二二回俳句箱入選句

令和六年七月〜令和六年九月

### 優秀賞

#### ●投句数

小・中学生の部	一四三句
高校・一般の部	一五句
合 計	一五八句

#### ●小・中学生の部

なつやすみほてるにとまりバイキング	大鰐小学校	一年	原田 柚花
たのしいな思い出いつばい夏いつばい	大鰐小学校	二年	佐々木ゆり
バドミントンれんしゅういつばいあせいづばい	大鰐小学校	二年	山中 望愛
ないてるなかなしいのかな虫の声	大鰐小学校	二年	小堀すみれ
デイブニーでジェットコースターなつやすみ	大鰐小学校	二年	福士 心
アコヤガイあけてびっくり夏しんじゅ	大鰐小学校	三年	對馬 雫
よいみやのキラキラひかるいちごあめ	大鰐小学校	三年	行方 紫
きんぎよたちひしににげてすくえない	大鰐小学校	三年	神 陽
水ぞくかん冷水かかったイルカショー	大鰐小学校	四年	藤田 弘仁
今の風ほおをつたつてさわやかに	大鰐小学校	五年	大平 暖乃

#### ●高校・一般の部

表彰作品なし

## ネットトラブルを防止しよう

令和5年中、全国でSNSがきっかけで犯罪被害に遭った児童は1,665人でした。

- ・児童ポルノ被害が最も多く592人でした。
- ・不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐などが増加しています。
- ・小学生と中学生の被害が増加しています。

### ●実際にこんな事件がおきています！

- ・女の子同士で下着姿の写真を交換したAさん。しかし、相手は男性で、「次は裸の写真を送れ！言うことを聞かないと下着姿の写真をばらまくぞ」と脅迫された。
- ・BさんがSNSに「家出したい」と書き込んだら、家に来てもいいよと言う人が現れた。親切な人だと思いき、家に行ったら監禁されて、性被害に遭ってしまった。

### ●保護者のみなさんへ

SNSを利用して犯罪の被害に遭った児童数は増加傾向にあり、被害児童の中で、フィルタリング利用の有無が判明した被害児童のうち、約9割がフィルタリングを利用していません。お子さんにとってインターネットが身近になっている今日では、お子さんが被害に遭わないように、保護者が見守っていく必要があります。また、日頃から家庭でのコミュニケーションをとり、お子さんにインターネットの危険性を教えることや、一緒に家庭のルールを作ることが大切です。

### ■記事に関するお問合せ

黒石警察署 ☎52・2311

黒石警察署大鰐交番 ☎48・2241

## 高齢者を交通事故から守ろう

日没が早くなり、帰宅時間帯と重なることから、夕暮れから夜間にかけて交通事故が多発する傾向にあり、なかでも高齢者の方の被害が多くなっています。交通ルールを守り、交通事故を起こさない、交通事故に遭わないようにしましょう。

### ●運転者の皆さんへ

周囲に存在をアピールし、歩行者や自転車を見落とさないようにしましょう。「早めのライト点灯」「昼間より抑えた速度」「ライト上向き（対向車、先行車がないとき）」を心がけ、交通事故を防ぎましょう。

### ●歩行者の皆さんへ

夜間は、みなさんが想像しているよりも運転者から歩行者が見えにくいものです。直前横断などの無理な横断は控え、見えやすい服装を着用しましょう。

### ●自転車利用の皆さんへ

- ・自分の身を守るため、ヘルメットを着用しましょう。また、あごひもをしっかり締める等正しい方法で着用しましょう。
- ・一時停止標識のあるところや見通しの悪いところでは、必ず止まって左右の安全を確かめましょう。
- ・夜間に自転車を利用するときは、必ずライトを点灯しましょう。
- ・自転車は原則「車道の左側を通行」です。歩道は「歩行者優先」です。やむを得ず歩道を通行するときは、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

### ■記事に関するお問合せ

黒石警察署 ☎52・2311

黒石警察署大鰐交番 ☎48・2241

## 指名手配被疑者の検挙に御協力を！

令和6年8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、凶悪事件などで特に警察庁が指定している重要指名手配被疑者をはじめとして、約590人に上っています。

これらの被疑者は、殺人、強盗等の凶悪事件のほか、暴行、傷害、窃盗、詐欺、横領等の事件に関して指名手配されており、再び犯行を行うおそれがあります。

警察では、特に重大な犯罪の被疑者を選定した上で、11月中旬に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うこととし、これら被疑者の早期検挙に取り組んでいるところです。

指名手配被疑者の発見に向けた捜査活動には、国民の皆さんの御協力が是非とも必要です。

指名手配被疑者によく似た人を見掛けたといった情報など、どんなわずかなことでも結構ですので、警察に通報していただくようお願いします。

### ■記事に関するお問合せ

黒石警察署刑事課 ☎52・2311



## 児童虐待防止にご協力を

### ●児童虐待防止に向けて

近年、全国的に児童に対する暴力行為や養育放棄などの児童虐待に関する事件が多発し、本県における児童虐待事案の取扱件数も増加の一途をたどっています。児童虐待の防止は、社会全体で取り組まなければならない大きな問題です。

### ●児童虐待とは・・・

児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの）が、18歳に満たない児童に対し、次のようなことを行うことです。

#### ▶身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、首を絞める、投げ落とす、激しく揺さぶる、たばこの火を押しつける、熱湯をかける、溺れさせるなど

#### ▶性的虐待

児童への性的行為、性器や性的行為を見せる、児童をポルノ画像やポルノ動画の被写体にするなど

#### ▶ネグレクト（養育の拒否や放置）

家に閉じ込める、家に残したまま度々外出する、適切な食事を与えない、衣服などを不潔なままにする、児童が学校に登校する意思があっても登校させない、病気になっても医者に診せない、車内放置など

#### ▶心理的虐待

言葉による脅し、児童を無視したり拒否的な態度を示す、児童の心を傷つける様な言動をする、きょうだい間での差別的扱い、児童の面前での配偶者間の暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）など

### ●もしかして児童虐待では？と思ったら・・・まず通報

- ①身体、顔に不自然な傷や痣がある
- ②季節にそぐわない服を着ている
- ③駐車場の車内に子どもだけ放置されている
- ④子どもの泣き声と大人の怒鳴り声がかつても聞こえる

〔あなたの「通報」が児童虐待から子どもたちを救います。〕

### ■児童虐待通報ダイヤル

☎189番（お近くの児童相談所に接続します。）

※緊急時は110番への通報をお願いします。

※通報者のプライバシーは法律で保護することが定められていますので安心してください。

## 女性に対する暴力をなくそう

### ●女性に対する暴力をなくす運動（12月12日から25日）

暴力は性別に関わらず、決して許されるものではありません。配偶者等からの暴力、ストーカー行為等であっても重大な人権侵害行為です。

配偶者等からの暴力は、家庭内において行われるため、外部からの発見が困難であり、潜在化しやすく、さらには加害者に罪の意識が薄いことが多いので、周囲が気づかぬうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい傾向にあります。

国民一人一人が暴力は重大な人権侵害行為であることをよく理解し、暴力を容認しない社会の実現に向け、積極的に取り組んでいくことが必要です。

### ●DVとは

夫婦や内縁、同居しながら交際する間柄で、相手から殴る・蹴る等の暴力や心身に有害な影響を及ぼす言動を受けることをDV（ドメスティック・バイオレンス）といいます。暴力行為や脅迫行為は、夫婦げんかの延長だと思われがちですが夫婦間であっても犯罪です。

また、子どもの面前での暴力行為は児童虐待となり、子どもの健やかな成長発達に悪影響を及ぼします。

### ●DV被害について

DVに関する相談件数は年々増加傾向にあり、警察が対応した相談等の件数だけでも、平成14年で14,140件であったものが、令和5年には88,619件となっています。

配偶者から暴力を受けたことがある人の多くは「相談するほどのことではないと思った」や「子どものために相手とは別れられない」などと回答しており、DVは被害者の被害意識が希薄であったり、暴力被害が内在化することが特徴です。

～このような被害に悩んでいませんか～

警察では、あなたを守ることを最優先に対応します。まず、お近くの警察署へご相談ください。身の危険を感じたときは、迷わず110番を！

### ■記事に関するお問合せ

黒石警察署 ☎52・2311

黒石警察署大鰐交番 ☎48・2241

令和6年度全国統一防火標語

守りたい

未来があるから 火の用心



### 災害出動体制について

当消防本部では、災害が発生した場合、勤務者全員が災害現場に出動することがあります。

このため、災害の状況に応じて分署近隣の職員が召集されますが、召集された近隣職員が来るまでの間、分署は一時的に職員が不在となる場合があります。その場合、庁舎が施錠されて来庁者の対応ができなくなります。

来庁時に緊急の場合は、玄関付近に備え付けてある緊急電話か、ご自身の携帯電話から119番に通報してください。お急ぎではない用件の場合は、代表電話(32・5101)にお問い合わせください。地域住民の皆様には、ご不便ご迷惑をお掛け致しますが、ご理解ご協力をお願いします。

なお、出動中の災害情報は、弘前地区消防事務組合災害情報テレホン(050・5536・3896)でご案内しています。

#### ■お問合せ

消防本部警防課 ☎32・5103



### 住宅用消火器の設計標準使用期限はおおむね5年です！

見た目が新しく見える消火器でも、長い間設置していると不具合が生じることがあります。メーカーが推奨する消火器の設計標準使用期限は製造よりおおむね10年(住宅用消火器はおおむね5年)です。

新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」も書かれています。設計標準使用期限が書かれていない消火器は旧規格ですので、早めの交換をお願いします。

ご家庭に自主的に設置している消火器については、消防法令上の交換義務はありませんが、老朽化・腐食等による破裂事故の可能性もありますのでご注意ください。

#### ■お問合せ

東消防署南分署 ☎48・2108



#### ■大鰐町内の火災・救急発生状況

(令和6年9月末現在)

	令和6年	前年比
火災	3件	+1件
救急	340件	-1件

有料広告



# 行事予報



## 11 月

17日(日) ○大鰐町社会福祉大会 (大鰐町総合福祉センター)

23日(土)・24日(日) ○まるごと大鰐 秋の感謝祭 (大鰐町地域交流センター「鰐 come」)

## 12 月

21日(土) ○大鰐温泉スキー場オープン

28日(土)～ ○役場閉庁 (1月5日(日)まで)

■毎月20日は、健康の日です。自分のできることから取り組みましょう。

### ■9月受付分

## 戸籍の窓口

(※順不同、敬称略。大鰐町に届け出し、希望された方のみ掲載しています。)

### お誕生おめでとう

お子さん(地区名)

- ・川 村 真 白 (大鰐6A)
- ・原 子 葵 (長峰)



### おくやみもうします

亡くなった人(年齢)地区名

- ・清 水 登和子 (102歳) 大鰐3
- ・山 口 トミエ (93歳) 大鰐1
- ・下 山 伊佐久 (97歳) 虹貝
- ・竹 内 ハツエ (94歳) 大鰐6A
- ・工 藤 勢津子 (87歳) 元長峰
- ・前 田 ミ ヨ (88歳) 宿川原
- ・浅 利 忠 男 (77歳) 森山
- ・齊 藤 秀 子 (69歳) 元長峰
- ・福 田 キ サ (92歳) 唐牛

### 大鰐町の人口と世帯数 令和6年9月末日現在

人 口	8,305人
前月比	-18人
男	3,825人
女	4,480人
平均年齢	57.6歳
世帯数	4,059世帯
前月比	-8世帯

**小・中学校の講師募集!**  
**(令和7年4月から勤務)**

●小・中の教員免許状の所有者対象

公立小・中学校において、令和7年4月から勤務が可能な児童・生徒の指導に当たる講師(臨時的任用職員)を募集しています。「ブランクが長いが問題ないか」など、お気軽にお問合せください。

●応募資格 小・中学校の教員免許状を所有している人

※「臨時免許状」を授与することにより、所持免許状以外の校種・教科の指導ができる場合があります。

(例) 中学校(数学)の免許状を有している方が小学校で教科指導できる。

●応募方法 ホームページ(QRコード)に掲載している「青森県公立学校臨時的任用職員申請書」を提出してください。



青森県教育庁中南教育事務所  
☎32・4451

**人権特設相談所を開設します**

日々の生活の中で、どこに相談してよいのか分からなくて困っていること、人権問題ではないかと感じることはありませんか。大鰐町人権擁護委員が、右の日程で、無料で相談に応じ、相談内容は秘密厳守です。ひとりで悩まずに相談ください。

令和6年度人権擁護委員は山口裕子委員、下山泰弥委員、山谷和之委員、神隆文委員、山本孝一委員の5名です。

なお相談時間はいずれも10時から15時までです。

●開設日 12月4日(水)、1月8日(水)

2月5日(水)、3月5日(水)

●場所 大鰐町中央公民館

☎55・6563(直通)

**「女性の人権ホットライン」強化週間**

「女性の人権ホットライン」強化週間が11月13日(水)から11月19日(火)まで実施されます。

それに伴い特設相談日を開催します。相談内容は、女性の人権問題に関するあらゆる相談(夫やパートナーからの暴力、職場でのセクシャルハラスメント、ストーカー被害、女性差別、離婚問題、家庭内問題等)です。予約不要で無料です。秘密は守られますのでお気軽にご相談ください。

●実施日時 11月15日(金) 10時から16時

●相談場所

青森県方法務局弘前支局 ☎26・1150

〒036・8087

弘前市大字早稲田3-1-1

●相談員 人権擁護委員及び弘前支局職員

**青色申告決算説明会のお知らせ**

令和6年より新規に青色申告を始める方を対象として、青色申告決算説明会を弘前市役所、弘前青色申告会との共催により次の日程で開催します。

●開催場所

弘前市民文化交流館4階ホール  
弘前市大字駅前町9-20 ヒロロ内  
\*会場の駐車場(有料)は利用台数に限りがありますので、なるべく公共の交通機関をご利用願います。

●開催日時 令和6年12月19日(木)

10時30分から12時 営業・不動産所得について

●説明内容 青色申告の決算の仕方

消費税の計算の仕方

☎32・0333(直通)

**年末調整説明会のご案内**

●とき 11月18日(月) 10時から・14時から(各30分前から受付開始)

●ところ 弘前市民文化交流館ホール(ヒロロ4F)

●定員 午前午後ともに72名(定員になり次第締め切り)

●持参書類 年末調整関係資料一式(10月下旬に郵送予定)

☎0172・32・9214

\*説明会名、午前・午後、会社団体名、住所、電話番号、参加者名を記載の上、FAXにて申し込みください。

\*各社(者)様ご参加は極力1名でお願いいたします。

**宮下知事と対話する「#あおばな」実施団体募集**

宮下知事が出向いて県民の皆さまの声を聴きする、県民対話集会「#あおばな」の実施団体を募集します。

●対象 県内所在の10名程度の参加者が見込まれる団体等

●募集期間 令和6年11月27日(水)から12月11日(水)

●実施期間 令和7年1月22日(水)から3月23日(日)

●応募方法 専用応募フォームから受付



☎017・734・9138

**青森家庭裁判所からのお知らせ**

●裁判員制度

「まもなく名簿記載通知を発送します」11月中旬頃、令和7年裁判員候補者名簿に登録された方に対して名簿記載通知をお

送りします。これは、来年2月頃からの約1年間に裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えするものです。  
 なお、この段階では、まだ裁判員に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

**「建築大工技能検定実技試験対策講習」受講生募集のお知らせ**

在職中の方を対象とした技能検定対策講習を実施します。

●とき

(現寸図・墨付) 12月9日(月)、11日(水)、13日(金)、16日(月)、18日(水)

(加工・組立) 1月15日(水)、17日(金)、20日(月)、22日(水)、24日(金)

18時から21時

●ところ 弘前高等技術専門学校(弘前市大字緑ヶ丘一丁目9-1)

●定員 各10名

●受講料 各1300円

●募集期間 (現寸図・墨付) 11月8日から18日(加工・組立) 11月8日から12月9日

●申込方法 FAX・郵送又は電話でお申し込みください(募集締切日必着)

\*受講申込書は当校ホームページからダウンロードできます。詳細は当校ホームページをご覧ください。

☎ [https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/hi-gisen/hi-gisen\\_zaisyokusya\\_01.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/hi-gisen/hi-gisen_zaisyokusya_01.html)

☎ 弘前高等技術専門学校 在職者訓練担当

☎ 32・6805  
☎ 35・5104

**必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も青森県最低賃金改定のお知らせ**

①青森県最低賃金が改定されます。金額等は次のとおりです。

時間額 953円(令和6年10月5日)

②改定前の青森県最低賃金(898円)から55円の引上げとなります。

③青森県最低賃金は、青森県内で働く全ての労働者に適用されます。

④製造業と小売業の一部には、特定(産業別)最低賃金が定められています。

⑤青森労働局長の許可なく青森県最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合は、最低賃金法違反となり、罰則規定(罰金額50万円以下)が適用されることがあります。

⑥業務改善助成金については、「業務改善助成金コールセンター」にお問い合わせください。

☎ 0120・366・440

⑦最低賃金引上げに向けた支援策、その他相談については「青森働き方改革推進支援センター」にお問い合わせください。

☎ 0800・800・1830

⑧詳しくは、青森労働局ホームページからご覧ください。

☎ <https://site.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/home.html>

☎ 青森労働局労働基準部賃金室

☎ 017・734・4114

**労働委員会委員による労働相談会**

個々の労働者と事業主との間に生じた労働問題(解雇・賃金引下げ・長時間労働・パワハラなど)について、青森県労働委員会委員が相談に応じます。

●開催日時及び場所

11月5日(火) 13時30分から15時30分

11月17日(日) 10時から12時

12月3日(火) 13時30分から15時30分

12月15日(日) 10時から12時

青森県労働委員会(東奥日報新町ビル4階)

●対象者 県内の労働者・事業主

●対応者 青森県労働委員会

\*青森県労働委員会とは

青森県の行政機関の一つ。労働問題について専門的知識を持つ、公益委員(弁護士等)、労働者委員(労働組合役員等)、使用者委員(会社経営者等)で構成されており、中立・公正な立場で労働問題を解決する。

●その他 ・費用無料、秘密厳守

・随時受付(予約優先)

☎ <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/roi/roi-sodankai.html>

☎ 青森県労働委員会事務局

☎ 017・734・9832

☎ 017・734・8311

☎ <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/roi/roi-sodankai.html>

**大鰐町長杯グラウンド・ゴルフ交歓大会成績結果**

令和6年9月13日(金)開催の大鰐町長杯グラウンド・ゴルフ交歓大会の成績結果が下記のとおり決定しました。

最優秀選手 石岡 正樹 弘つ愛

●男子の部

順位	氏名	団体名	打数
1	石岡 正樹	弘つ愛	79
2	奈良 貞雄	青森市	80
3	古川 壽晴	平川市	81
4	金沢 泉	つがる市	81
5	山口 正明	大鰐町	82
6	岩淵 順一	平川市	85

●女子の部

順位	氏名	団体名	打数
1	西村 恵子	波岡	84
2	福嶋 せつ子	岩木	84
3	鳴海 サツエ	平川市	85
4	小田切 恵美	平川市	86
5	中村 悦子	黒石市	88
6	佐藤 春美	弘前市	88

第5回目テーマ

# 私にとっての温泉

4月から実施している、弘前大学協働事業「町職員×弘前大学生 大鱈未来づくりプロジェクト」より、7月号から月1回、弘前大学生が大鱈町を見て、触れて、感じたことについてのコラムコーナーがスタートしました！

第5回は、飯田 荘(いいだ そう)さんが温泉の魅力を語ってくれます！



温泉。それは青森県とは切っても切れぬ関係のものです。私は生まれも育ちも青森で、小さいころから両親に連れられ、温泉に通っていました。そして、大学に進学した際に、初めて県外出身の友人と温泉に行くことになったのですが、なんと友人はシャンプーやボディソープなどが浴場内にあると思い込んでおり、それらを持ってきていませんでした。聞けば、彼の地元の温泉にはそれらが備え付けで置いてあり、自分で持っていく人はいないそうです。この認識の違いは、小、中、高と地元の人間としか接してこなかった私にとっては考えもしないことでありました。

温泉は、私にとって安らぎを得る場所でもあるが学びを得る場所でもあります。そんな温泉が数多く存在する大鱈町は、特に私にとっては魅力的な町となっています。春から大鱈町の歴史なども調べるうちに新たな魅力にも気づくことができました。弘前大学では大鱈町と共同で町の未来を考える授業があります。この貴重な経験を噛みしめ、この町について私ができることを精一杯していきます。

## わが家のめごこを募集します

★1歳の記念に写真を掲載してみませんか？(12月号掲載)

●対象

令和6年10月から12月に1歳の誕生日を迎える町内在住のお子さん

●掲載内容

お子さんの写真・氏名(ふりがな)・生年月日・住所(町内名のみ)

●応募方法

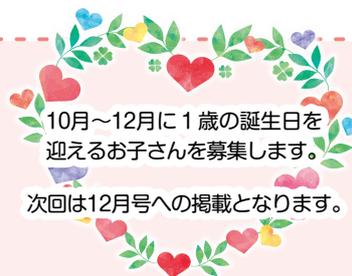
①お子さんの写真データ1枚(5MB以内)

②お子さんの氏名(ふりがな)・生年月日・性別・住所(町内名のみ)、保護者氏名、連絡先、40文字以内のコメント(お子さんに向けてのひと言など)を記入したもの

◎①、②を11月12日(火)【※必着】までにご応募ください。Eメールでの応募の際は、件名に『子どもの写真』と記入をお願いします。

※なお、件名の記入や必要事項に漏れがあると掲載できない場合がありますので、ご注意ください。

■お問合せ・ご応募先 大鱈町総務課広報担当 ☎48・2111(代表) Eメール koho@town.owani.lg.jp



10月~12月に1歳の誕生日を迎えるお子さんを募集します。

次回は12月号への掲載となります。

●広報おおわには町のホームページでも公開しています【URL】<http://www.town.owani.lg.jp/>

## 今月の表紙

9月29日に行われた町の総合防災訓練の様子です。写真は、建物火災防ぎょ訓練で火災現場から要救助者を救出するため放水を行っているシーンを捉えたものです。

当日は、地震や土砂災害を想定したさまざまな訓練を行い、有事の際に備え、関係機関が動きを確認しました。



広報おおわに No.754

令和6年11月号

発行 大鱈町

編集 大鱈町総務課

〒038-0211

青森県南津軽郡大鱈町大字大鱈字

羽黒館5番地3

TEL 48・2111

FAX 47・6742

H P <http://www.town.owani.lg.jp/>

発行部数 3,900部



わになって みんなボカボカ 大鱈町

### 大鱈町



大鱈町HP



大鱈町LINE